

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 23(情)第 1 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 3 月 22 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 20 年 10 月 1 日付け土整第 119 号の行政文書開示決定通知書で開示された「個人情報が含まれた起案文書の紛失について（記者会見議事録）」の中で明記された、Q 4 に対する A 4 として「異議申立人あての文書は、配達記録で送っている。重要な文書であるのでこのように取扱っているが、（後略）。」という内容のうち、「配達記録で送っている」と「重要な文書である」という説明は、県の特定の部署からのその後の郵送方法の選択においても同様であり、郵便制度の変更に伴う「特定記録」扱いを含めて、県職員の絶大な裁量権によって郵送料金を浪費しているものであるため、上記の「A 4 の中で説明されている異議申立人」宛てに広島県が郵送する文書が、広島県の上記の部署においては正に「重要な文書」に該当し、それ以外の各部署では同種の文書が「重要な文書」に該当しないために普通郵便扱いで発送するという判断がそれぞれ適正なものであるという根拠が記載されている文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 23 年 3 月 29 日付け総務第 490 号で異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 23 年 4 月 4 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による全部改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求文書を不当に開示しなかったものである。同種の文書であっても「重要な文書」としなかったり、逆に「重要な文書」としたりすることについては、担当者による裁量権の濫用ではなく、かつ、その判断が適正なものであるという根拠は当然に存在していると思料されることから、開示請求の対象とした文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関内の部署である総務課(以下単に「総務課」という。)では、『『特殊扱い』とする文書等の発送基準』を作成し、文書の内容や重要性等を考慮して真に必要な方法を選択するよう各所属に示しており、この基準を参考にして各所属において、個別の発送方法を決定している。

『『特殊扱い』とする文書等の発送基準』では、取扱中に亡失又はき損した場合、5万円以上の損害賠償が必要な文書は書留、取扱中に亡失又はき損した場合、損害賠償が必要な文書は簡易書留、郵便物が受取人に配達されたことの証明が必要な文書は配達証明、郵便物の引受けの記録が必要な文書は特定記録等としており、文書の内容及び重要性等に応じて、発送方法が選択される。

重要な文書に該当するとして特定記録扱いで発送するか、重要な文書に該当しないために普通郵便により発送するかなどの施行方法の選択は、各所属において、発送する文書の内容及び重要性等に応じて判断しているものであり、同種の文書の施行方法に関する個別の判断が適正なものであるとの根拠が記載されている文書は存在しない。

なお、地方機関においても本庁と同様に、総務課の作成した『『特殊扱い』とする文書等の発送基準』に基づき、各所属において文書ごとに施行方法の判断を行うこととなっているため、同種の文書の施行方法に関する個別の判断が適正なものであるとの根拠が記載されている文書は存在しない。

したがって、本件請求文書を作成又は取得していないとして行った本件処分は、正当である。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

本件請求は、「個人情報が含まれた起案文書の紛失について（記者会見議事録）」の中で明記されている異議申立人宛てに広島県が郵送する文書について、特定の部署においては「重要な文書」に該当するとして特定記録扱いで発送し、それ以外の各部署では同種の文書が「重要な文書」に該当しないために普通郵便扱いで発送するという判断がそれぞれ適正なものであるという根拠が記載されている文書の開示を求めるも

のである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったため、以下、その存否について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、総務課において『特殊扱い』とする文書等の発送基準を作成し、文書の内容や重要性等を考慮して真に必要な方法を選択するよう各所属に示しており、重要な文書に該当するとして特定記録扱いで発送するか、重要な文書に該当しないために普通郵便により発送するかなどの施行方法の選択は、この基準を参考にして、本庁及び地方機関の各所属において、発送する文書の内容及び重要性等に応じて個別に判断しているものであり、同種の文書の施行方法に関する個別の判断が適正なものであるとの根拠が記載されている文書は存在しない旨説明する。

この点について実施機関に確認したところ、特殊扱いとする文書等の発送については、総務課が「文書発送ガイドブック」というマニュアルを作成し、その中で、『特殊扱い』とする文書等の発送基準を記載しているものの、発送する文書の内容や重要性等を考慮して、各所属において、その都度、普通郵便、書留、簡易書留、配達証明、特定記録、速達などのうち真に必要な発送方法を選択することとされていることが認められた。

また、当審査会において、広島県文書等管理規則(平成13年広島県規則第31号)、広島県文書等管理規程(平成13年広島県訓令第5号)などの文書関係規程その他の規程を見分したところ、文書の発送方法の選択についての個別の判断の根拠といえるような規程も確認できなかった。

これらを踏まえると、重要文書の該当性により、当該文書の発送方法として、特定記録扱いあるいは普通郵便による発送を選択することは、各所属の判断に委ねられているものであり、同種の文書の施行方法に関する個別の判断が適正なものであるとの根拠が記載されている文書は存在しないとの実施機関の説明は、不自然・不合理ではない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

## 3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23. 4. 13	・ 諮問を受けた。
平成30. 11. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成30. 11. 27	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成30. 11. 30	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。(提出なし)
令和元. 8. 30 (令和元年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。
令和元. 9. 20 (令和元年度第6回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授